

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「子どもの虐待」についてお伝えします。

子どもの虐待について
あなたにできること

虐待と思われる事実を知ったときには通報しましょう。

子どもの虐待を発見したり、著しく子どもの様子が変だと感じたら、児童相談所や市町村の担当窓口、福祉事務所に通告してください。

地域に住む私たちには、関係機関への通告の義務があります。また、学校や児童福祉施設、病院、その他の子どもの福祉に業務上関係のある団体、また、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師や保健師、弁護士、その他子どもの福祉に職務上関係のある人たちには、虐待を受けている子どもの早期発見と、虐待を受けていると思われる子どもを発見したとき速やかに関係機関に通告する義務が課せられています。

通告は、直接虐待をしているところを目撃していない場合でもできます。体に殴られたよう

虐待を受けた子どもたちの自立を支援する輪に協力してください。

なあざや切り傷をつけている子どもがいる、汚れた衣服を着て食事を与えられていないような子どもがいる、子どもが厳冬期や猛暑日に、戸外や炎天下に長時間放置されている、子どもの姿は確認できないけれど火がついたように泣いているのをいつも耳にする、子どもを残して両親がいつも外出をし、食事や世話を十分にしていない…。このような著しく様子がおかしい、適切な養育を受けていない子どもがいるようだ、と気づいた人は地域の児童相談所に通報してください。

通告は、電話で手紙などでもかまいません。通告した人の秘密は堅く守られます。通告した後で虐待がないとわかってても、通告した人に罰則はありません。

熊本県中央児童相談所
〒861-8039
熊本市東区長嶺2-3-3
TEL 096(381)4451

虐待を受けた子どもたちの中には、ともすると対人関係を上手に持てなくなる子どもも出てきます。虐待を受けた傷が癒えないために、学校を続けられなくなる子どもも多くなります。自分のことで精一杯になり、必死に生きようとしてうまく行かず、非行に走ったりすることもあります。

でも、同年齢の子どもが多い学校では自分の力を発揮できなかった子どもでも、周りの大人しだいで大きく変わり、成長することがあります。

子どもたちは、秘められたたくさんの能力を持っています。大きな心を持った大人のもとや社会で、いろいろなことを学び、成長していくことができます。

※次回も、子どもの虐待について紹介します。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。

役場 人権対策課